

証券コード 3823
2021年11月10日

株 主 各 位

東京都新宿区愛住町2番地
株式会社アクロディア
代表取締役社長 篠原 洋

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強く推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年11月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、62頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区愛住町22番地 第3山田ビル
株式会社アクロディア本社 3階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト

（<https://acrodea.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。したがって監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、並びに株主総会終了後の決議ご通知につきましては、当社ウェブサイト

（<https://acrodea.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いております。ワクチン接種の促進など感染拡大の防止策を講じるなかで持ち直しの動きも期待されますが、引き続き感染拡大の影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意していく必要があります。

当社グループの主力事業であるソリューション事業の属するスマートフォン関連市場においては、IoT(※)やAI(人工知能)技術の急速な進化により事業環境は目まぐるしく変化し、企業間競争は激化しております。そのようななか、経済産業省発表の2021年7月の特定サービス産業動態統計月報によれば、情報サービス産業の売上高合計は前年同月比0.7%減少と、このところの改善傾向が急な足踏みを見せており、飲食関連事業の主要市場である外食産業市場においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう緊急事態宣言の影響もあり、事業環境は極めて厳しい状況です。教育関連事業の属する人材育成及び研修サービス市場においては、コロナ禍に対応した研修サービスへの移行により回復が予測されており、雇用情勢が悪化するなかにおいては当社グループの手掛ける求職者向けの訓練事業は堅調に推移しております。

このような状況のなか、当社グループは、「スマートフォンに関わるすべての人たちに、最高の発想を提供し、人に優しい技術やサービスの開発を支え、豊かで快適な社会の実現を目指す」という経営理念の下、既存事業については費用の圧縮を図りつつ売上最大化に取り組んでまいりました。

新たな取組みとして、コロナ禍において、健康管理や新型コロナウイルス感染症対策により安心・安全を提供していくことを目的として、新たに抗体パスポートサービスの提供を開始し、興和株式会社へのライセンス提供の開始へとつながりました。リモート環境でのより高度な労務管理の提供を目指したスマートフォンサービス「心ドック(仮称)」の共同開発を開始したほか、巣ごもり需要に対応していくことも狙って、ソーシャルゲームの新規タイトルを投入し順次展開するプラットフォームを追加するとともに、既存ゲームの新規機能の拡充を行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、当社グループが行う事業のうち、実店舗における集客が必要な事業である飲食関連事業、教育関連事業及びビンゴシステム提供事業については、各国政府及び各自治体から出された外出自粛要請等を受け、各国の規制及び感染拡大防止への配慮から、株式会社渋谷肉横丁をはじめとする当社グループの営業施設において営業時間の短縮等を実施いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響が当面は続くことを踏まえて、当社グループの固定資産の回収可能性等を慎重に検討した結果、減損損失88百万円、のれん償却額89百万円等の合計178百万円を特別損失に計上しております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は901百万円（前期比21.4%減）、営業損失は514百万円（前期は営業損失431百万円）、経常損失は405百万円（前期は経常損失451百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は581百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,050百万円）、EBITDAは394百万円の赤字（前期は241百万円の赤字）となりました。

また、販売費及び一般管理費においては、業務効率化や費用の見直し等に取り組み、568百万円（前期比21.9%減）となりました。

(注) ※ IoT

モノのインターネット（Internet of Things）。

従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサー等、さまざまな"モノ"を接続する技術。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は12百万円であります。その主なものは、ソフトウェアの新規開発等の開発投資、建物及び構築物と工具器具備品の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

第10回新株予約権の行使により155百万円、第11回新株予約権の行使により178百万円、第25回新株予約権の行使により11百万円を調達いたしました。また、新たな金融機関から長期借入金として368百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2021年7月30日に当社子会社のGUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLCが所有するTTK, LLCの全株式を譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年 8 月期)	第 15 期 (2019年 8 月期)	第 16 期 (2020年 8 月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2021年 8 月期)
売 上 高(千円)	1,302,289	1,554,195	1,147,162	901,531
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株 主に帰属する 当期純損失(△)	6,467	△278,176	△1,050,788	△581,017
1株当たり当期 純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	0.30	△11.75	△40.05	△20.27
総 資 産(千円)	1,854,908	2,161,368	1,623,579	1,405,623
純 資 産(千円)	1,343,208	1,622,000	971,666	748,002
1株当たり 純資産額(円)	57.93	61.92	33.77	23.88

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年 8 月期)	第 15 期 (2019年 8 月期)	第 16 期 (2020年 8 月期)	第 17 期 (当事業年度) (2021年 8 月期)
売 上 高(千円)	1,113,325	983,497	677,370	603,693
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	67,008	△289,369	△867,966	△844,650
1株当たり当期 純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	3.08	△12.23	△33.08	△29.47
総 資 産(千円)	1,841,756	2,085,559	1,534,987	1,124,239
純 資 産(千円)	1,383,629	1,655,349	1,188,867	697,088
1株当たり 純資産額(円)	59.72	63.21	41.49	22.21

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社渋谷肉横丁	66,500千円	100%	不動産のサブリース事業・ 飲食事業・商標権使用許諾 の運営等
株式会社インタープラン	20,000千円	100%	教育関連事業等
株式会社クリプト・フィ ナンシャル・システム	15,500千円	100%	ブロックチェーン関連事業等
株式会社セントラル・ベ アー・アセット・マネジ メント	71,000千円	100%	第二種金融商品取引業

③ その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
株式会社MT・INVESTMENTS	「Technical Pitch」独占的販売権 「オンラインビンゴシステム」独占的販売権
KDDI株式会社	「スポーツIoTサービス」の提供に係る包括 的な契約
株式会社ダイコーホールディングスグルー プ	「Will Pay」サービスの提供に係る包括的な 契約

(4) 対処すべき課題

インターネットや携帯電話等のIT関連業界は通信環境の進化など、常に速いスピードで技術革新が進んでいる状況から、今後も当社グループをとりまく事業環境はさらに大きく変化していくことが考えられます。

このような事業環境の下、以下の取り組みを対処すべき課題として推進してまいります。

① 既存サービスの継続的な成長

スマートフォン向け各種ソリューションを提供するプラットフォームサービスにおいては、顧客に安心してご利用いただける仕組みづくりを構築し、現在、主に「Multi-package Installer for Android」を運用しております。大きな追加投資は行わず、既存顧客からの売上をベースとしたコスト管理を徹底し、収益管理を行っております。今後も既存顧客の維持と収益の確保に向けた施策を実行してまいります。

また、コンテンツサービスにおいては、主にスマートフォン向けにソーシャルゲームやアプリ等、コンテンツの提供を行っております。コアなファン層を持つゲームラインアップに特化し、複数のプラットフォームでの展開を行いリスクを分散して運営することで、収益性を重視した効果的な運用を図ってまいります。

② 新たな事業の開拓

スポーツIoT「i・Ball Technical Pitch」などのIoT関連サービスについては選手データ分析やオンラインレッスンとの連携などの展開を積極的に推進しております。また、ウィズコロナに即した新しいサービスとして開始した「抗体パスポート」のB2Bでの展開や、動画像から人の感情を可視化する技術を用いた次世代労務管理システム「心ドック(仮称)」のスマートフォンサービスの提供を目指します。引き続き、オンラインビンゴカジノシステム提供ビジネスの展開を推進するほか、ブロックチェーン技術を利用した事業への参入を企図し、進めてまいります。

今後も収益基盤の強化に向け、新規事業の取得などを通して事業分野の拡大を図り、中長期的な成長を目指してまいります。

③ コスト管理

販売費及び一般管理費については、業務効率化により、継続的にコスト削減を行っております。開発稼働率の向上に向けたプロジェクト管理の強化を進め、開発効率の改善を図っております。

④ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループでは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。子会社の経営及び管理体制を含めたさらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

事業区分	主要な事業内容		主要な会社
ソリューション事業	プラットフォームソリューション	スマートフォン向けのコンテンツサービスを実現するプラットフォームをはじめ、インターホンやスポーツ向けのIoTサービスソリューション及びビンゴシステム開発等を提供しています。	(株)アクロディア (株)クリプト・フィナンシャル・システム GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC
	コンテンツサービス	スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームを提供しています。	(株)アクロディア
飲食関連事業	不動産の商標権の管理、サブリース及び飲食業等を行っています。		(株)渋谷肉横丁
教育関連事業	訓練期間を約半年とする求職者向けITスクールのセミナーを行っています。		(株)インタープラン

(6) 主要な営業所 (2021年8月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都新宿区
-----	--------

② 子会社の主要な営業所

株式会社渋谷肉横丁	東京都新宿区
株式会社インタープラン	東京都新宿区
株式会社クリプト・フィナンシャル・システム	東京都新宿区
株式会社セントラル・ベアラー・アセット・マネジメント	熊本県熊本市

(7) 使用人の状況 (2021年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
39名 (12名)	3名減 (9名増)

(注) 使用人数は就業人数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向社員を含む。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均人数を () で外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名 (一名)	3名減 (2名減)	45.5歳	8.5年

(注) 使用人数は就業人数であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む) は、年間の平均人数を () で外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	108,500千円
城南信用金庫	371,466千円
日本政策金融公庫	38,925千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

重要事象等

当社グループは、2009年8月期以降、2018年8月期を除き営業損失を計上する状況が続いておりました。前連結会計年度において営業損失431百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,050百万円を計上することとなり、当連結会計年度においても営業損失514百万円を計上していることから、新型コロナウイルス感染症による影響も続いている中で、今後も継続的に営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の黒字を確保する体質への転換にはいましばらくの時間を要することが見込まれるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該状況を解消すべく、AI・IoT・クラウドを中核技術とする企業グループを目指す当社グループの第三創業期の4期目となる当期においても、安定的な収益確保と既存事業とのシナジーを見込める事業のM&Aを積極的に進めることによる持続的な成長のための施策を図る方針は維持するものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、主要事業であるスポーツIoT、飲食の直営店事業、ビンゴ関連事業に影響を受けていることから、手元流動性の確保に努めるとともに、この新常态に対応すべく巣ごもり消費としてのソーシャルゲームタイトルの拡充、抗体検査キットの販売や抗体パスポートサービスの提供による収益確保とともに、既存事業の立て直しを進めております。

財務状況の面では、当連結会計年度末日における現金及び現金同等物は736百万円になりました。当連結会計年度において、新株予約権の行使が進んだことにより、343百万円を調達いたしました。引き続き、資金調達を進めることによって財務基盤を一層強化していくことに努め、今後も継続的に収益を生み出す体質の確立を図るとともに、当社グループを飛躍させるための重要な成長戦略を促進し中長期的な成長に向けて収益向上を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症による影響もあり、当連結会計年度においては営業キャッシュ・フローの赤字を計上することとなりましたが、これらの施策を通じた収益性及び財務面の改善により、営業キャッシュ・フローの黒字化を目指すとともに、今後も安定的な収益を確保し財務体質のさらなる改善を図ってまいります。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年8月31日現在)

① 発行可能株式総数 57,000,000株

② 発行済株式の総数 30,360,693株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済み株式の総数は2,232,000株増加しております。

③ 株主数 15,139名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
田邊 勝己	3,558,500	11.72
株式会社SBI証券	503,499	1.65
株式会社コレスケイト	345,500	1.13
大山日ノ丸証券株式会社	318,500	1.04
株式会社ダイコーホールディングスグループ	250,000	0.82
伊藤 満	163,600	0.53
松井証券株式会社	155,500	0.51
マネックス証券株式会社	150,982	0.49
GMOクリック証券株式会社	132,700	0.43
auカブコム証券株式会社	122,030	0.40

(注) 持株比率は、自己株式 (93株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年8月31日現在）

イ. 2017年9月26日開催の株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

9,000個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 900,000株

- ・新株予約権の発行価額

1個につき 16円

- ・新株予約権の払込金額

1株につき 329.3円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2019年12月1日から2021年12月30日まで

- ・新株予約権の行使の条件

一 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記、(ア)及び(イ)をいずれも満たした場合に対象新株予約権を行使することができる。2018年8月期及び2019年8月期の各事業年度にかかる当社の連結損益計算書において、(ア)営業利益にノンキャッシュ費用である減価償却費、その他償却費、引当金繰入額を加算した額（以下、「EBITDA」という）の合計額が75百万円以上、且つ、(イ)2018年8月期及び2019年8月期のEBITDAが黒字化された場合に、本新株予約権の行使が可能になるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指数の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を取締役会にて定めるものとする。

二 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、

その他正当な理由があると取締役会が認める場合は、この限りではない。

- 三 新株予約権者が死亡した場合、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、当社の定める方式にて行使することができる。
- 四 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 五 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 六 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	8,500個	850,000株	3名
監査役 (社外監査役を除く)	500個	50,000株	1名

(注) 上記の内、取締役2名が保有している新株予約権は、使用人の退職に伴い譲受けたことによる増加であります。

ロ. 2017年12月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,800個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 180,000株
- ・新株予約権の発行価額
1個につき 2円
- ・新株予約権の払込金額
1株につき 301.2円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2019年12月1日から2021年12月30日まで

・新株予約権の行使の条件

- 一 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記（ア）及び（イ）をいずれも満たした場合に対象新株予約権を行使することができる。2018年8月期及び2019年8月期の各事業年度に係る当社の連結損益計算書において、（ア）営業利益にノンキャッシュ費用である減価償却費、その他償却費、引当金繰入額を加算した額（以下、「EBITDA」という。）の合計額が75百万円以上、且つ、（イ）2018年8月期及び2019年8月期のEBITDAが黒字化された場合に、本新株予約権の行使が可能になるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指数の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指数を取締役会にて定めるものとする。
- 二 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- 三 新株予約権者が死亡した場合、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、当社の定める方式にて行使することができる。
- 四 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 五 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 六 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
社外取締役	1,200個	120,000株	4名
社外監査役	600個	60,000株	2名

ハ. 2019年3月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 300,000株
- ・新株予約権の発行価額
1個につき 241円

- ・新株予約権の払込金額
1株につき 192円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2019年4月1日から2024年3月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。
 - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
 - 五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,000個	300,000株	1名

二. 2019年11月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

8,60000個（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 860,000株

- ・新株予約権の発行価額

1個につき 81円

- ・新株予約権の払込金額

1株につき 238円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2019年12月16日から2024年12月15日まで

- ・新株予約権の行使の条件

一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。

二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点に

における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,100個	710,000株	4名
社外取締役	600個	60,000株	2名
監査役 (社外監査役を除く)	300個	30,000株	1名
社外監査役	600個	60,000株	2名

(注) 上記の内、取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

ホ. 2020年4月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
12,050個 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,205,000株
- ・新株予約権の発行価額
1個につき 275円
- ・新株予約権の払込金額
1株につき 147円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額は行使価額とし、発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てるものとする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年5月14日から2025年5月13日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取

引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。

- 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 五 その他の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	12,050個	265,000株	2名

(注) 上記の内、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

へ. 2020年10月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
14,000個 (新株予約権1個につき100株)
- ・ 新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,400,000株
- ・ 新株予約権の発行価額
1個につき 394円
- ・ 新株予約権の払込金額
1株につき 208円

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年11月11日から2025年11月10日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも本新株予約権の行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14,000個	1,400,000株	2名

ト. 2021年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
14,000個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 1,400,000株
- ・新株予約権の発行価額
1個につき 178円
- ・新株予約権の払込金額
1株につき 172円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 一 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 二 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年8月11日から2031年8月10日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 一 割当日から2026年8月10日までの間、新株予約権者は自由に権利を行使することができるが、2026年8月11日から行使期間の満了日までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使は出来ないものとする。一方で、割当日から本新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの期間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価格の60%を下回った場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価格の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の満了日までの場合において、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が行使指示の時点においても行使価格の60%を下回っている場合に限る。
 - 二 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 三 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行

使を行うことはできない。

四 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14,000個	1,400,000株	3名

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	58,650個	5,865,000株	4名
社外取締役	1,800個	180,000株	4名
監査役 (社外監査役を除く)	800個	80,000株	1名
社外監査役	1,200個	120,000株	2名

(注) 1. 上記の内、取締役2名が保有している新株予約権の一部は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 上記の内、取締役2名が保有している新株予約権は、使用人の退職に伴い譲受けたことによる増加であります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2019年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	45,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 4,500,000株 (注) 2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき296円
新株予約権の払込期日	2019年4月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき134円 (注) 3
新株予約権の行使期間	2019年4月1日から2024年3月29日まで (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
割当先	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は4,500,000株、割当株式数（下記(注)2及び(注)3に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（下記(注)4に定義する。）が修正されても変化しない（但し、下記(注)3(2)及び(3)の記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準

当社は2019年4月1日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額

の1円未満の端数を切上げた額（但し、当該金額が下限行使価額（下記（注）1(2)①に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。なお、下記（注）1(2)①に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

(4) 行使価額の下限「下限行使価額」は当初100円とする。下記（注）3の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限4,500,000株（発行済株式総数に対する割合は19.98%）

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（上記(4)に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）450,000,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

2. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

(1) 本項第(2)号及び第(3)号により本新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「割当株式数」という。）が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第2項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額は、以下の規定に従って調整される。

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権

付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方

の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
7. 第三者割当の方法により、田邊 勝己氏及び株式会社和円商事に本新株予約権を割当てた。
8. 本新株予約権の未行使残高
2021年8月31日現在の未行使残高は2,876個

2020年5月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	37,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,700,000株 (注) 2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき334円
新株予約権の払込期日	2020年6月15日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき189円 (注) 3
新株予約権の行使期間	2020年6月15日から2025年6月14日まで (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
割当先	(注) 7

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,700,000株、割当株式数（下記(注)2及び(注)3に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（下記(注)4に定義する。）が修正されても変化しない（但し、下記(注)3(2)及び(3)の記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

- (2) 行使価額の修正基準

当社は2020年6月15日以降、新型コロナウイルス感染症の問題など当社資金繰りが不透明な状況に陥ったとき、及び当社株価が行使価額を下回っており、当社経営上機動的な資金調達を行う必要があると判断されるときなど、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）に、行使価額は、通知日（通知日が取引日

でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(但し、当該金額が下限行使価額(下記(注)1(2)①に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。なお、下記(注)1(2)①に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

① 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

なお、行使価額の修正は、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使義務を発生させるものではない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度修正される。

(4) 行使価額の下限「下限行使価額」は当初100円とする。下記(注)3の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限3,700,000株(発行済株式総数に対する割合は19.98%)

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(上記(4)に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)370,000,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

2. 割当株式数は、以下の規定に従って調整される。

(1) 本項第(2)号及び第(3)号により本新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「割当株式数」という。)が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第2項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 行使価額は、以下の規定に従って調整される。

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額

は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併

のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づき調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
 5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 6. 本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
 7. 第三者割当の方法により、田邊 勝己氏に本新株予約権を割当てた。
 8. 本新株予約権の未行使残高
2021年8月31日現在の未行使残高は21,200個

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2021年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
代表取締役会長	田邊勝己	弁護士法人カイロス総合法律事務所代表社員弁護士
代表取締役社長	篠原洋	内部監査室管掌 株式会社クリプト・フィナンシャル・システム代表取締役 GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS,LLC社長 株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント代表取締役
取締役副社長	國吉芳夫	管理部管掌 管理部長委嘱 株式会社インタープラン代表取締役
取締役	伊藤剛志	ソリューション事業部管掌 ソリューション事業部長委嘱
取締役	逢坂貞夫	逢坂貞夫法律事務所弁護士
取締役	足立敏彦	カイロス総合法律事務所弁護士
取締役	佐久間博	株式会社日本ナレッジサービス代表取締役 株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント取締役
取締役	井内康文	
常勤監査役	本郷洋	
監査役	中込秀樹	ふじ合同法律事務所弁護士 学校法人大東文化学園理事長
監査役	吉永久三	

- (注) 1. 取締役 逢坂貞夫、足立敏彦、佐久間博及び井内康文は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 本郷洋は、27年間経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 中込秀樹及び吉永久三は、社外監査役であります。
4. 2020年11月27日をもって、田邊勝己は取締役に就任し、2020年12月1日をもって代表取締役会長に就任いたしました。
5. 2020年11月27日をもって、伊藤剛志は取締役に就任し、ソリューション事業部管掌ソリューション事業部長委嘱の担当に就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役 逢坂貞夫及び井内康文並びに社外監査役 吉永久三を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない各取締役及び各監査役はすべて、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業務連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	26,060	26,060	—	—	8
(うち社外取締役)	(5,820)	(5,820)	(—)	(—)	(4)
監 査 役	7,200	7,200	—	—	3
(うち社外監査役)	(3,600)	(3,600)	(—)	(—)	(2)
合 計	33,260	33,260	—	—	11
(うち社外役員)	(9,420)	(9,420)	(—)	(—)	(6)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第4回定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役700万円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第4回定時株主総会において年額3,300万円以内（うち社外監査役2,200万円以内）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

④ 社外役員に関する事項（2021年8月31日現在）

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	逢坂貞夫	逢坂貞夫法律事務所	弁護士	特別の関係はありません。
社外取締役	足立敏彦	カイロス総合法律事務所	弁護士	顧問弁護士事務所
社外取締役	佐久間博	株式会社日本ナレッジサービス	代表取締役	特別の関係はありません。
		株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント	取締役	特段の関係はありません
社外監査役	中込秀樹	ふじ合同法律事務所	弁護士	特別の関係はありません。
		学校法人大東文化学園	理事長	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名		出席及び発言状況
取締役	逢坂貞夫	当期中に開催の取締役会17回のうち16回に出席し、長年の検察官として培われた経験と弁護士としての立場から、高度な法的専門的議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識に基づく助言・提言を行っています。
取締役	足立敏彦	当期中に開催の取締役会17回のすべてに出席し、長年の検察官として培われた経験と弁護士としての立場から、高度な法的専門的議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識に基づく助言・提言を行っています。
取締役	佐久間博	当期中に開催の取締役会17回のうち16回に出席し、経営者としての豊富な経験と実績から、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において事業会社での豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役	井内康文	当期中に開催の取締役会17回のすべてに出席し、報道関係等における実務経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会内外において報道関係等における豊富な経験と実績に基づく助言・提言を行っています。
監査役	中込秀樹	当期中に開催の取締役会17回のうち14回に出席し、監査役会6回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会及び監査役会内外において裁判官、弁護士としての専門知識、経験等に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び助言・提言を行っています。
監査役	吉永久三	当期中に開催の取締役会17回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うとともに、取締役会及び監査役会内外において警視庁OBとしての経験等に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務及び助言・提言を行っています。

(注) 上記のほか、会社法第370条に基づき取締役会の決議の省略（書面決議）を4回実施しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 そうせい監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が、会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から監査計画等について説明を受け、前年の監査計画と監査報酬等を比較し、報酬額の見積りの妥当性を検討したうえで同意の判断を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

I. 内部統制システムの整備と運用に関する方針

当社は、会社法及び同法施行規則に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム体制）を以下の通り取締役会にて決議し、この決議内容に基づき当社グループの経営理念、経営方針及び行動規範を含む企業憲章を定め、内部統制システムの整備と運用に努めております。

II. 内部統制システムに関する体制の整備及び当該体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、当社グループの取締役、使用人が法令及び定款等を遵守する行動を確保するため、行動規範を含む「アクロディアグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」を制定し、取締役は、自らこれを遵守し、いささかもこれに反する行動を行ってはならない。また、使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負うものとする。
- b. 当社は、内部通報制度を設け、「コンプライアンス規程」に違反行為が行われ、又は行われようとしていることを取締役並びに使用人等が知った際に、通報できる体制を設けることとする。寄せられた事案は、「内部通報規程」に基づき適切に対応し、相談者のプライバシーについては、同規程に従い、厳重に保護する。
- c. 当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、継続して教育研修を実施する。
- d. 当社は、反社会的な活動や勢力に対して一切の関を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応を取る。

[運用状況]

行動規範を含む「アクロディアグループ企業憲章」、「コンプライアンス方針」及び「コンプライアンス規程」は、全役職員への周知を図るため、每期その内容を認識させております。また内部通報に係る「内部通報規程」に基づき通報窓口を設置すると共に、社内掲示板等を通じて周知徹底させております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、重要な会議の議事録、取締役の職務遂行に係る情報を含む重要な文書等は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存管理する。
- b. 取締役の職務の遂行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

[運用状況]

「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、情報及び文書の保存と管理を実施しております。

③ リスク管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役は、全社的なリスク管理及び危機管理対策から成るリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させる。
- b. リスク管理体制については、「リスク管理規程」を定めると共に、継続的な改善活動を行い、教育研修を適宜実施する。
- c. 事業活動に伴う各種のリスクについては、所管部門長が職務執行の中で管理することを基本とするが、複数の所管部門に係る場合には、管理部管掌取締役が適切に管理統括する。
- d. 全社的なリスクマネジメントの推進及びリスク管理に関する課題抽出とその対応策を協議し、リスクの顕在化による損害を最小限にするための組織として、取締役及び部門長を委員とし、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設ける。なお、監査役は内部統制システムの構築状況を監査するために参加することができる。
- e. 事業の重大な障害、瑕疵、重大な情報漏えい、重大な信用失墜、災害等の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築等について「危機管理規程」に定めると共に、危機発生時には、規程に基づき対応する。

[運用状況]

各担当部署において「リスク管理規程」に基づき、毎年リスクの洗い出しと、その対策を検討しております。偶発的な災害等については、「危機管理規程」を定め、危機発生時には対応いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役は、取締役会の機能強化と効率的な運営に努めなければならない。また、取締役は、取締役会及び経営会議等重要な会議において経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
- b. 当社は定款及び取締役会規程に基づき、原則月1回、また必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。また、その意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を2名以上置くものとする。
- c. 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び使用人がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

[運用状況]

当事業年度において、取締役会は17回開催しており、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等において該当する業務執行上の重要議案を決議すると共に、取締役の職務執行を監督しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、企業集団の会社間の取引については、法令に従い適切に行うものとする。
- b. 子会社の取締役及び使用人は、その職務の執行に係る事項に関しては法令、定款及び会社の定める規程に基づき承認又は報告手続きを取らなければならない。また重要なリスクは適時本社へ報告する。
- c. 内部監査室は、子会社の業務の適正を確保するための監査を実施する。

[運用状況]

内部監査室において、監査計画に基づき子会社の内部統制の監査を実施しております。

⑥ 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、速やかに設置する。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保する。

[運用状況]

内部監査室が監査役と連携し、業務監査及び内部統制監査に対応しております。また、その人事異動については、監査役の意見を尊重しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- a. 取締役は、会社の信用の著しい低下、業績への重大な影響、法令定款違反等の事実が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに監査役に報告すると共に、監査役の求める事項について必要な報告をする。また、使用人から監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。
- b. 子会社の取締役及び使用人が監査役に適切に報告が行われるよう体制を整備する。
- c. 前号の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

[運用状況]

監査役は、取締役会、内部統制委員会に出席し、業務執行が適切に行われているかの確認をすると共に、必要に応じて意見を述べております。監査役は、業務監査を通じて取締役及び幹部職員との意思疎通と情報交換を行っております。「内部通報制度」に基づく通報については、内部監査室が、監査役及び顧問弁護士に報告し、その状況を把握の上、代表取締役社長と協議し対策を図ります。また通報者に対して不利な取扱いはありません。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役の独立性を担保するため、その過半数を社外監査役とする。
 - b. 取締役社長及び取締役は、監査役との間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備しなければならない。
 - c. 監査役が内部統制委員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる体制を整備する。
 - d. 監査役の職務執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他職務執行について生じる費用又は債務の処理は、監査役からの請求に基づき速やかに支払わなければならない。
 - e. 内部監査室は、内部監査の計画と結果及び監査役が要求した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会へ報告する。
 - f. 当社及び子会社の監査役は、企業集団の内部統制システムの状況に関して情報共有しなければならない。

[運用状況]

監査役は、監査役監査計画を作成すると共に、監査状況についても取締役会に報告しております。また代表取締役社長と随時意見交換を行っております。会計監査人から、四半期ごとに監査意見の報告を受けるほか、必要に応じ随時意見交換を行っております。監査役は、内部監査室が実施する内部監査に立ち会うと共に、その監査報告と是正について監査役会に報告を求めています。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	956,287	流 動 負 債	265,638
現金及び預金	736,314	買 掛 金	26,362
売 掛 金	109,091	短 期 借 入 金	151,021
商 品 及 び 製 品	1,876	未 払 法 人 税 等	11,754
仕 掛 品	25,317	未 払 金	41,683
原 材 料	179	未 払 費 用	22,398
前 払 費 用	24,898	そ の 他	12,418
短 期 貸 付 金	1,345	固 定 負 債	391,983
そ の 他	68,243	長 期 借 入 金	368,223
貸 倒 引 当 金	△10,979	資 産 除 去 債 務	12,600
固 定 資 産	449,336	長 期 預 り 保 証 金	11,160
有 形 固 定 資 産	101,821	負 債 合 計	657,621
建 物 及 び 構 築 物	75,689	純 資 産 の 部	
工 具、器 具 及 び 備 品	6,440	株 主 資 本	725,520
土 地	19,691	資 本 金	765,583
無 形 固 定 資 産	270,915	資 本 剰 余 金	1,910,792
の れ ん	195,694	利 益 剰 余 金	△1,950,693
商 標 権	70,771	自 己 株 式	△161
ソ フ ト ウ ェ ア	115	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△377
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	4,334	為 替 換 算 調 整 勘 定	△377
投 資 そ の 他 の 資 産	76,599	新 株 予 約 権	22,859
長 期 貸 付 金	61,412	純 資 産 合 計	748,002
長 期 未 収 入 金	146,090	負 債 純 資 産 合 計	1,405,623
そ の 他	63,290		
貸 倒 引 当 金	△194,194		
資 産 合 計	1,405,623		

連結損益計算書

(2020年 9月1日から
2021年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		901,531
売 上 原 価		847,955
売 上 総 利 益		53,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		568,046
営 業 損 失		△514,471
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,204	
受 取 配 当 金	2	
助 成 金 収 入	70,663	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	36,108	
そ の 他	4,657	121,637
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,228	
為 替 差 損	1,376	
株 式 交 付 費	2,952	
支 払 手 数 料	450	
固 定 資 産 除 却 損	2,847	
そ の 他	243	13,098
経 常 損 失		△405,932
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	5,090	5,090
特 別 損 失		
減 損 損 失	88,729	
の れ ん 償 却 額	89,959	178,689
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△579,530
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,486	1,486
当 期 純 損 失		△581,017
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△581,017

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	589,881	流 動 負 債	254,379
現金及び預金	424,578	買 掛 金	17,709
売 掛 金	70,302	短 期 借 入 金	153,516
商 品 及 び 製 品	1,807	未 払 金	26,512
仕 掛 品	25,317	未 払 費 用	17,490
前 払 費 用	19,292	預 り 金	31,235
役員短期貸付金	1,345	未 払 法 人 税 等	6,255
未 収 入 金	30,355	そ の 他	1,660
そ の 他	27,786	固 定 負 債	172,772
貸 倒 引 当 金	△10,905	長 期 借 入 金	164,972
固 定 資 産	534,357	預 り 保 証 金	2,200
有 形 固 定 資 産	5,522	資 産 除 去 債 務	5,600
建 物	2,670		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,851	負 債 合 計	427,151
無 形 固 定 資 産	4,449	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	115	株 主 資 本	674,228
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	4,334	資 本 金	765,583
投 資 其 他 の 資 産	524,386	資 本 剰 余 金	1,910,792
投 資 有 価 証 券	0	資 本 準 備 金	1,910,792
関 係 会 社 株 式	178,677	利 益 剰 余 金	△2,001,986
長 期 貸 付 金	46,196	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,001,986
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	445,500	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,001,986
役 員 長 期 貸 付 金	15,216	自 己 株 式	△161
長 期 未 収 入 金	143,560	新 株 予 約 権	22,859
ゴ ル フ 会 員 権	24,857	純 資 産 合 計	697,088
差 入 保 証 金	5,683		
そ の 他	100	負 債 純 資 産 合 計	1,124,239
貸 倒 引 当 金	△335,405		
資 産 合 計	1,124,239		

損益計算書

(2020年 9月1日から
2021年 8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		603,693
売 上 原 価		548,096
売 上 総 利 益		55,597
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		448,830
営 業 損 失		△393,232
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,512	
受 取 配 当 金	2	
為 替 差 益	518	
助 成 金 収 入	6,057	
そ の 他	114	16,205
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,533	
株 式 交 付 費	2,952	
支 払 手 数 料	450	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	76,962	
そ の 他	0	84,898
経 常 損 失		△461,925
特 別 損 失		
減 損 損 失	29,865	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	356,969	386,835
税 引 前 当 期 純 損 失		△848,761
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△4,111	△4,111
当 期 純 損 失		△844,650

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

株式会社アクロディア
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都新宿区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	菊 池 慎 太 郎 ⑩
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	久 保 田 寛 志 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクロディアの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年10月15日開催の取締役会において、新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月22日

株式会社アクロディア
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都新宿区

指 定 社 員	公認会計士	菊池 慎太郎 ⑩
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	久保田 寛志 ⑩
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクロディアの2020年9月1日から2021年8月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年10月15日開催の取締役会において、新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月25日

株式会社アクロディア	監査役会
常勤監査役	本郷 洋 ⑩
監査役（社外）	中込 秀樹 ⑩
監査役（社外）	吉 永 久 三 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社は2020年12月に「経営改革会議」を設置し、当社のあるべき姿について議論してまいりました。その結果、当社の新しい理念を「多くの出会いや情報ネットワークを通じて、先端的でユニークな顧客価値・社員価値・社会価値を発見し、真に豊かな生活文化を創造する」とし、当社のビジョンを「Why」、「How」、「Do」、「Co.」といたします。

1. 変更の理由

当社の新たなビジョン施策の一環として、当社の商号を「THE WHY HOW DO COMPANY株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものです。

なお、この定款変更効力発生日は、附則を設け2022年1月1日とし、効力発生経過後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社アクロディアと称し、英文ではAcrodea, Inc.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>THE WHY HOW DO COMPANY株式会社</u> と称し、英文では <u>THE WHY HOW DO COMPANY, Inc.</u> と表示する。
(新設)	附則 <u>(効力発生日)</u> 第1条(商号)の変更は、2022年1月1日に効力が発生するものとする。 なお、本附則は、効力発生後、自動的に削除されるものとする。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たなべ かつき 田邊 勝己 (1960年11月25日)	1986年10月 司法試験合格 1989年4月 弁護士登録 1993年4月 田邊勝己法律事務所 設立 所長 2013年7月 弁護士法人カイロス総合法律事務所 設立 代表社員（現任） 2019年11月 当社執行役員 2020年11月 当社取締役 2020年12月 当社代表取締役会長（現任）	3,558,500株
2	しのはら ひろし 篠原 洋 (1955年10月28日)	1980年4月 大陽酸素株式会社（現 大陽日酸株式会社）入社 1985年4月 大阪大学溶接研究所入所 1988年4月 日興証券株式会社入社 2000年4月 アイフル株式会社入社 2003年12月 First Federal Banking Group Co., Ltd Director 2018年4月 当社入社 執行役員副社長兼管理部長 2018年11月 当社取締役副社長 当社管理部管掌 管理部長委嘱 2020年3月 当社代表取締役社長 内部監査室管掌（現任） ソリューション事業部管掌 株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメント代表取締役（現任） 株式会社クリプト・フィナンシャル・システム代表取締役（現任） GUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLC社長（現任）	35,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<small>くによし よしお</small> 國吉 芳夫 (1965年7月4日)	1997年4月 リコーシステム開発株式会社入社 2002年1月 株式会社電通国際情報サービス入社 2004年2月 株式会社エイチアイ入社 2004年7月 当社設立 取締役 2006年7月 当社取締役副社長（現任） 2009年7月 当社管理部管掌 2017年1月 株式会社渋谷肉横丁代表取締役 2017年8月 株式会社エンターテイメントシステムズ代表取締役（現 株式会社クリプト・フィナンシャル・システム） 2017年12月 当社ソリューション事業部管掌 2018年9月 当社管理部管掌 管理部副部長委嘱 2020年3月 当社管理部管掌 管理部長委嘱（現任） 株式会社インタープラン代表取締役（現任）	22,900株
4	<small>いとう つよし</small> 伊藤 剛志 (1973年5月23日)	1996年4月 ソフトウェア興行株式会社入社 2008年3月 グローバルコミュニケーションズ株式会社入社 2008年10月 当社入社 2020年3月 当社執行役員 2020年11月 当社取締役（現任） 2021年4月 ソリューション事業部管掌 ソリューション事業部長委嘱（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	<p>おうさか さだお 逢坂 貞夫 (1936年6月8日)</p>	<p>1961年4月 検察庁検事任官 1965年3月 大阪地方検察庁検事 1986年12月 大阪地方検察庁刑事部長 1989年4月 最高検察庁検事 1990年4月 熊本地方検察庁検事正 1993年12月 最高検察庁公判部長 1995年2月 大阪地方検察庁検事正 1996年6月 高松高等検察庁検事長 1997年12月 大阪高等検察庁検事長 1999年8月 弁護士登録 1999年8月 逢坂貞夫法律事務所弁護士 (現任) 2017年7月 当社コンプライアンス担当顧問 2017年9月 当社社外取締役(現任)</p>	一株
6	<p>あだち としひこ 足立 敏彦 (1946年7月25日)</p>	<p>1975年4月 東京地方検察庁検事任官 1990年4月 東京地方検察庁特別捜査部検事 2001年5月 名古屋地方検察庁次席検事 2003年4月 山形地方検察庁検事正 2005年1月 岐阜地方検察庁検事正 2006年2月 東京法務局所属公証人 2016年2月 弁護士登録 2017年3月 カイロス総合法律事務所弁護士 (現任) 2017年7月 当社コンプライアンス担当顧問 2017年9月 当社社外取締役(現任)</p>	一株
7	<p>さくま ひろし 佐久間 博 (1945年4月29日)</p>	<p>1968年4月 株式会社住友銀行入行 1994年4月 同行取締役銀座支店長 1997年1月 同行取締役本店支配人 1998年6月 同行常任監査役 2002年1月 株式会社日本ナレッジサービス 代表取締役(現任) 2009年6月 住石ホールディングス株式会 社 社外取締役 2017年9月 当社社外取締役(現任) 2018年12月 株式会社セントラル・ベアー・ アセット・マネジメント取締役 (現任)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>げんま あきら</small> 弦間 明 (1934年8月1日)	1959年4月 株式会社資生堂入社 1997年6月 同社代表取締役社長 2001年6月 同社代表取締役執行役員会長 2003年6月 同社相談役 2004年6月 コナミホールディングス株式会社取締役 2013年4月 株式会社資生堂特別顧問 (現任) 2015年6月 株式会社テレビ朝日取締役(監査等委員)(現任) 2021年6月 コナミホールディングス株式会社取締役(監査等委員) (現任)	一株

- (注) 1. 弦間明氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 当社は、取締役候補者田邊勝己氏が代表社員である、弁護士法人カイロス総合法律事務所との間で顧問弁護士契約を締結しております。
3. 当社が当該顧問契約に基づき弁護士法人カイロス総合法律事務所に当期中に支払った報酬は、当期の販売管理費合計の1.15%であります。
4. 田邊勝己氏は、当社の主要株主であります。
5. 佐久間博氏は当社子会社の株式会社セントラル・ベアー・アセット・マネジメントの取締役であります。
6. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
7. 逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏及び弦間明氏は、社外取締役候補者であります。
8. 逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
9. 逢坂貞夫氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年の検察官として培われた高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識により、経営全般に適切な助言を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
10. 足立敏彦氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、長年の検察官として培われた高度な法的専門性、幅広い視野及び高い見識により、経営全般に適切な助言を

行っていただけのもので判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

11. 佐久間博氏は経営者としての豊富な経験と実績を有しており、経営全般に適切な助言を行っていただけのもので判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
12. 弦間明氏は大手企業経営者等における豊富な経験と実績を有しており、また当社経営改革会議の議長として経営全般に適切な助言を行っていただけのもので判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
13. 当社と業務執行取締役でない取締役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款で定めており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。逢坂貞夫氏、足立敏彦氏、佐久間博氏と当該契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。弦間明氏の選任が承認された場合には、同様に契約を締結する予定であります。
14. 逢坂貞夫氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引続き独立役員として届け出る予定であります。

佐久間博氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、監査役（3名うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

各監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>いのうち やすぶみ</small> 井内 康文 (1943年1月1日)	1965年4月 社団法人共同通信社入社 1998年6月 同社大阪支社長 2002年6月 株式会社共同通信会館専務取締役 2004年6月 同社常勤監査役 2009年8月 西松建設株式会社社外監査役 2017年9月 当社社外取締役（現任）	一株
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>はしもと なおき</small> 橋本 直樹 (1964年1月20日)	1986年4月 株式会社資生堂パーラー入社 2003年4月 同社経営企画部長 2004年12月 同社取締役経営管理本部長 2017年9月 同社執行役員営業本部長 2021年7月 同社事業企画部参与（現任）	一株
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>もりい じゅん</small> 森井 じゅん (1980年3月3日)	2005年11月 Bonanza Casino入社 2009年10月 尾台会計事務所入所 2012年2月 米国ワシントン州公認会計士登録 2012年9月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社入社 2013年8月 公認会計士登録 2014年1月 税理士登録 2014年1月 森井会計事務所開設 代表公認会計士・税理士（現任） 2014年1月 株式会社城南紙商代表取締役（現任） 2016年4月 東京都品川区監査委員（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井内康文氏は報道関係等における豊富な経験と実績を当社の監査体制に活かしていただけることを期待して、監査役としての選任をお願いするものであります。
3. 橋本直樹氏及び森井じゅん氏は社外監査役候補者であります。
4. 橋本直樹氏を監査役候補者とした理由は、長年にわたる大手企業での管理部門における実務経験から高度の専門的知識と経験を当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
5. 森井じゅん氏は経営者としての豊富な経験と実績を有しており、また公認会計士、税理士としての経験等を当社の監査体制に活かしていただけることを期待して、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
6. 当社と監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款で定めており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。橋本氏および森氏の選任が承認された場合、上記の責任限定契約を新たに締結する予定であります。井内氏は現在当該契約を締結しているので、継続して締結する予定であります。
7. 森井じゅん氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるそうせい監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

当監査役会は、フロンティア監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したため、監査役会の決定により、当該監査法人を会計監査人の候補者といたしました。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	フロンティア監査法人		
事 務 所	主たる事務所	東京都品川区西五反田2丁目25番3号 フロンティアビル	
沿 革	2007年2月	フロンティア監査法人設立	
概 要	資本金	10百万円	
	構成人員	統括代表社員、社員	7名
		公認会計士（非常勤含む）	22名
		その他職員	5名
		合計	34名
	関与会社数	8社	

(2021年10月13日現在)

(注) 当社と監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款で定めており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。フロンティア監査法人の選任が承認された場合、上記の責任限定契約を新たに締結する予定であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2021年11月25日（木曜日）午後6時までに行ってくださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

[議決権行使ウェブサイトアドレス]

<https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによつて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によつては、ご利用いただけない場合がございます。

5. スマートフォンをご利用の方

QRコード読取機能付のスマートフォンから招集ご通知に同封の議決権行使書用紙の表面に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。スマートフォン用議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区愛住町22番地 第3山田ビル
株式会社アクロディア本社 3階 会議室
電話 (03) 4405-5460 (代表)



交 通 都営新宿線 曙橋駅 (A1 出口より徒歩約4分)
東京メトロ丸ノ内線 四谷三丁目駅 (2番出口より徒歩約8分)



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。